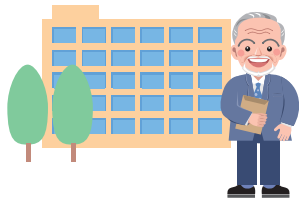


## 介護（介護予防）認定の流れ

### 1 申請をします

本人又は家族が市役所の介護保険係の窓口で、認定の申請をします。

申請は、地域包括支援センター（サブセンターを含む）や居宅介護支援事業所等に代行してもらうこともできます。



#### 申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書（窓口にあります）
  - ・介護保険証
  - ・印鑑（本人・家族が申請の場合不要です）
- 〈第2号被保険者の場合〉
- ・健康保険の保険証

※申請書には、かかりつけの病院名、お医者さんの名前を記入します。事前にご確認ください。

### 2 調査・認定が行われます

本人の心身の状況を確認します。

#### ●訪問調査

調査員が自宅などに訪問し心身の状況を、本人や家族などから聞き取り調査を行います。調査は、全国共通の調査票を使い行います。

#### ●主治医の意見書

かかりつけのお医者さんに、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

かかりつけのお医者さんがいない人は、市が指定した医師の診断を受けます。

※意見書料は無料です。

（全額介護保険で負担します。）

#### ●一次判定（コンピュータ判定）

訪問調査の調査票や、主治医意見書をコンピュータ分析し、要介護状態区分の一次判定を行います。

#### ●二次判定（介護認定審査会）

一次判定の結果や、主治医の意見書を基に、保健、医療、福祉の専門家が審査を行います。

### 訪問調査って？

基本調査では、「片足で立てるか」など、全国共通の項目にしたがって、調査員が質問を行います。

※調査員は、市の職員又は委託されたケアマネジャーになります。

### 調査を受ける時のポイント

- 体調の良いとき（通常時）に調査を行う。
- 家族など介護をしている人に同伴してもらう。
- 伝えたいこと、困っていることをメモしておく。（夜間の様子等）
- 杖など日頃使っている補装具があれば伝える。

介護サービスを利用するには、ご自身がどのような状態であるかを決める必要があります。以下の流れに沿って、決めていきます。

### 3 認定結果が通知されます

#### 要介護 1～5

介護保険の対象者で、介護保険のサービスにより、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人

#### 要支援 1、要支援 2

介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人

#### 非該当（自立）

介護保険のサービスは利用できませんが、将来的に、要介護・支援状態になる恐れのある人は、市が行う介護予防事業を利用することができます。

#### 介護サービス

をご利用できます



14ページへ

#### 介護予防サービス

をご利用できます



14ページへ

#### 介護予防事業 （地域支援事業）

をご利用できます



20ページへ

要介護認定

### 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です。（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間前に更新の手続きが必要です。更新申請は、要介護認定の有効期間満了の60日前から受付できます。

介護の必要の程度に変化があった場合、認定期間中でも変更申請をすることができます。変更申請される場合は、担当のケアマネジャー等にご相談ください。

## 介護（介護予防）サービスの利用までの流れ

要介護1～5の人

在宅でサービスを利用したい



14ページ

### ①居宅介護支援事業者に連絡する

- ・認定結果通知に同封されている「居宅介護支援事業者一覧」の中から、居宅介護支援事業者を選び、連絡します。（どの事業者にするかは、本人及び家族で選んでいただきます。）
- ・担当のケアマネジャーが決まります。

介護保険施設に入所したい



17ページ

### ①介護保険施設に連絡する

- ・入所を希望する施設に直接申し込みします。
  - ・入所前に、施設見学を行い雰囲気やサービス内容、利用料金などの検討を行いましょう。
- ※市内の施設については、別紙の一覧表をご覧ください。

介護予防サービスを利用したい



14ページ

### ①地域包括支援センターに連絡する

- ・住んでいる地区を担当している地域包括支援センター（サブセンター）に連絡します。
- ・家族や地域包括支援センターの職員と話し合い、本人の心身の状況からどのようなことで困っているかなどの課題を分析します。

要支援1・2の人

## ②ケアプランの作成

- ・担当のケアマネジャーと一緒に、ケアプラン（どんなサービスを使うか、どのくらい使うかという計画）を作成します。

※ケアプランの作成・相談は無料です。  
（全額介護保険で負担します。）

## ③介護サービスを利用します

- ・ケアプランで決めたサービスを行っている「サービス事業者」と契約します。
- ・サービス事業所との契約に当たっては、サービスの内容や利用料金を確認してください。

## ②ケアプランの作成

- ・入所した施設で、施設のケアマネジャーが利用者に合ったケアプランを作成します。

※ケアプランの作成・相談は施設利用料に含まれています。

## ③介護サービスを利用します

- ・ケアプランにそって介護サービスを利用します。



## ②介護予防ケアプランの作成

- ・担当の地域包括支援センター職員と一緒に、ケアプラン（どんなサービスを使うか、どのくらい使うかという計画）を作成します。

※ケアプランの作成・相談は無料です。  
（全額介護保険で負担します。）

## ③介護予防サービスを利用します

- ・ケアプランで決めたサービスを行っている「サービス事業者」と契約します。
- ・サービス事業所との契約に当たっては、サービスの内容や利用料金を確認してください。